

平成17年11月25日

各 位

会 社 名 株式会社 セ キ ド

代表者名 代表取締役社長  
関戸 正実

(コード番号 9878 東証第二部)

問合せ先 取締役執行役員経理担当  
江崎 武

TEL . 0426 - 43 - 6835

## 第 1 回新株予約権の発行に関するお知らせ

平成17年11月25日開催の当社取締役会決議により、ゴールドマン・サックス証券会社のグループ会社である有限会社ジュピターインベストメント（東京都渋谷区、以下：ジュピターインベストメント）を割当先とする第 1 回新株予約権の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 新株予約権の発行及び新株予約権割当契約締結の理由

当社は、ファッション事業及び家電事業を主力事業として事業の拡大を図っております。特に、ファッション事業においては、成長戦略の重点事業と位置付け、積極的な新規市場開拓と商品開発を行い該当事業の拡大を図るべく、その資金需要に対する調達手段を検討してまいりました。

当社の資金調達の方針は、健全な財務バランスの維持を重視し、株式価値の向上を図ること、資本効率の向上を目指すことが重要と考えております。企業価値の向上を図るための資金需要に合せ、市場環境、調達コストや調達スピードを勘案し、最適な調達手段により金融機関からの借入と市場からのエクイティ・ファイナンスを組合せた資金調達を行う方針でございます。

上記の資金調達方針に基づき本新株予約権の発行及び新株予約権割当契約の締結を決定いたしました。

なお、本新株予約権は、行使期間開始日（本新株予約権に係る要項の定めに従い、取締役会決議により変更される可能性があります。）の前日までの間、本新株予約権に係る要項に従い、同要項の定める期間内において当社取締役会が必要と認めた場合には本新株予約権の全部を消却することができることとなっております。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 本新株予約権の特徴

本新株予約権に関する主な特徴は以下の通りです。

本新株予約権に係る要項の定めに従い、当社は行使期間開始日の前日までの間、同要項の定める期間内において当社取締役会が必要と認めた場合には本新株予約権の全部を消却することができる。

上記の行使期間開始日は本新株予約権に係る要項上平成18年3月14日と定められているが、当社は、当社取締役会の決議により行使期間開始日を平成18年3月14日より早い日に変更することができる。

本新株予約権に係る要項の定めに従い、本新株予約権の行使価額は、発行日以降行使請求日の前日まで(同日を含む。)の期間に属するいずれかの5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。また、当該期間に属する5連続取引日がない場合には、当該期間に属する全ての取引日とする。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の92%に相当する金額(1円未満を切り捨てる。)のうち、最も低い金額に修正される。ただし、かかる金額が264円(当該要項により行使価額が調整される場合、行使価額と同時に、同じ割合で調整される。)(以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、行使価額は上限行使価額に修正されるものとし、132円(当該要項により行使価額が調整される場合、行使価額と同時に、同じ割合で調整される。)(以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額に修正される。

ジュピターインベストメント(以下「割当予定先」という。)との間で締結予定の新株予約権割当契約に基づき、割当予定先は、本新株予約権を行使することにより行使済みの本新株予約権の数が200個を超えることとなる場合には、その旨当社に書面で通知するものとし、当社が、当該通知を受領後10日以内に、かかる行使を受けられない旨の取締役会決議がなされた旨割当予定先に書面で通知した場合には、(i)割当予定先は、当社から別段の書面による通知がなされない限り、当該200個を超える範囲について、その時点において未行使の本新株予約権を行使することができないものとし(但し、割当予定先は本新株予約権を行使する義務を負うものではない。)、また、(ii)当社は、割当予定先に対し、14日前の書面による通知を行うことにより、割当予定先が保有する未行使の本新株予約権の全部又は一部について、本新株予約権の発行価額(本新株予約権の目的たる株式1株当たり金0.26円)で当社又は当社が指名する第三者に対して売り渡すよう請求することができるものとする。

新株予約権割当契約に基づき、割当予定先及び/又は割当予定先の関係会社が本新株予約権を行使することにより当社の株式に係る議決権について当社の総株主の議決権の50%を超えて保有することとなる場合(但し、これらの者が共同して議決権を行使する場合に限る。)割当予定先は、かかる50%を超えることとなる範囲で、未行使の本新株予約権を行使してはならないものとする。上記にもかかわらず、割当予定先及び/又は割当予定先の関係会社のうち共同して議決権を行使する者の保有する株式の議決権が当社の総株主の議決権の50%を超えることとなった場合には、割当予定先及び当社は、誠実に協議の上、かかる状態を解消するために必要な方法について合意するものとする。

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 新株予約権の権利行使に伴う情報開示について

当社が本新株予約権に係る要項に従い当社取締役会において行使期間開始日の変更または本新株予約権の消却を決議した場合、速やかにT D・ N e tを通じたプレスリリースを行います。

## 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株券上場申請手続について

本新株予約権の行使により当社が株式を発行する場合、当該発行に係る株券については、東京証券取引所の諸規則に従い、上場申請その他必要な手続を行います。本新株予約権の行使に係る当社株式は、これらの手続を経て上場された後売却が可能となります。

### 第1回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の総数 300 個
2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数 本新株予約権の目的たる株式の種類および総数は当社普通株式 11,363,400 株とする。本新株予約権 1 個の目的たる株式の数は 37,878 株とする。  
ただし、第3項により、本新株予約権 1 個の目的たる株式の数が調整される場合には、本新株予約権の目的たる株式の総数は調整後株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
3. 各新株予約権の目的たる株式の数の調整 (1) 当社が第10項または第11項の規定に従って行使価額(第9項に定義する。)の修正または調整を行う場合には、本新株予約権 1 個の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整前株式数 × 1 株当たり修正 / 調整前  
行使価額

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{ 株当たり修正} / \text{調整前行使価額}}{1 \text{ 株当たり修正} / \text{調整後行使価額}}$$

上記算式における修正 / 調整前行使価額および修正 / 調整後行使価額は、それぞれ第10項または第11項に基づき修正または調整される前の行使価額および当該修正または調整後の行使価額とする。

- (2) 前号の調整は当該時点において行使されていない本新株予約権 1 個の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 調整後株式数の適用日は、当該修正 / 調整事由にかかる第10項による行使価額の修正または第11項第(2)号もしくは第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める修正 / 調整後行使

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- 価額を適用する日と同日とする。
- (4) 本新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨およびその事由、調整前株式数、調整後株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、第11項第(2)号 ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
4. 新株予約権の発行価額 本新株予約権1個あたり 10,000円(本新株予約権の目的たる株式1株あたり0.26円)
5. 新株予約権の発行総額 3,000,000円とする。
6. 新株予約権の申込期日 平成17年12月14日(水)
7. 新株予約権の払込期日 平成17年12月14日(水)
8. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を有限会社ジュピターインベストメントに割当てる。
9. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初264円とする。  
本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に本新株予約権1個の目的たる株式の数を乗じた額とする。
10. 行使価額の修正 本行使期間(第12項に定義する。)において、行使価額は、発行日以降行使請求日の前日まで(同日を含む。)の期間に属するいずれかの5連続取引日(ただし、終値のない日は除く。また、当該期間に属する5連続取引日がない場合には、当該期間に属する全ての取引日とする。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値の92%に相当する金額(1円未満を切り捨てる。)のうち、最も低い金額に修正されるものとする。ただし、かかる金額が264円(第11項により行使価額が調整される場合、行使価額と同時に、同じ割合で調整される。)(以下いずれも「上限行使価額」という。)を上回る場合には、行使価額は上限行使価額に修正されるものとし、132円(第11項により行使価額が調整される場合、行使価額と同時に、同じ割合で調整される。)(以下いずれも「下限行使価額」という。)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額に修正されるものとする(以下、本項第1文及び第2文に従い修正された修正後の行使価額を「修正後行使価額」という。)。修正後行使価額は、第17項第(1)号に定める行使請求を行う日以降これを適用する。
11. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、株券の交付については第20項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本項第(3)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券または転換できる証券を発行する場合。

調整後の行使価額は、発行される証券の全てが当初の転換価額で転換されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使により発行される新株1株当りの発行価額(商法第280条ノ20第4項又は第341条ノ15第5項に規定される。)が、本項第(3)号に定める時価を下回ることになる新株予約権を発行する場合。

調整後の行使価額は、発行される新株予約権の全てが当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、株式交換、株式移転または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨ならびにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、各事項の確定後直ちに書面により新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 新株予約権の権利行使期間  
本新株予約権の権利行使期間は、平成 18 年 3 月 14 日(以下「本行使期間開始日」という。)から平成 21 年 3 月 13 日まで(以下「本行使期間」という。)とする。ただし、当社取締役会は、取締役会の決議により、本行使期間開始日を平成 18 年 3 月 14 日より早い日に変更することができるものとする。また、第 14 項に従って、本新株予約権の全部または一部が消却される場合、消却される本新株予約権については、消却の公告がなされた日又は通知がなされた日のいずれか早い方の日の翌日以降行使できないものとする。権利行使期間の最終日が銀行営業日ではない場合には、その前銀行営業日を最終日とする。
13. 新株予約権の行使の条件  
本新株予約権は、その全部または一部につき行使できるものとする。ただし、1 個の本新株予約権の一部につき行使することはできないものとする。
14. 新株予約権の消却事由および消却の条件  
当社は、当社取締役会が必要と認めた場合には、本行使期間開始日(第 12 項ただし書により変更がなされた場合には変更後の本行使期間開始日)の前日までの間、いつでも取締役会決議を行い、当該取締役会決議で定める消却日に、本新株予約権 1 個あたり金 10,000 円にて、残存する本新株予約権の全部または一部を消却することができる。
15. 株式交換または株式移転における新株予約権の承継  
当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当該時点において行使または消却されていない本新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社(以下「完全親会社」という。)に承継させるものとする。ただし、当該株式交換または株式移転に際し、当社株主総会(他社と共同で完全親会社を設立する場合には、当社および当該他社のそれぞれの株主総会)において、以下に定める方針に沿って完全親会社が本新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書または株式移転の議案が承認された場合に限るものとする。
- 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の普通株式  
各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率等の条件を勘案の上、本新株予約権 1 個の目的たる株式の数(第 3 項により調整がなされた場合には調整後の数)を調整する。  
各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額  
株式交換または株式移転の比率等の条件を勘案の上、行使価額(第 10 項または第 11 項により修正または調整がなされた場合には修正または調整後の行使価額)を調整する。  
新株予約権を行使することができる期間  
第 12 項に定める本行使期間開始日(第 12 項ただし書により変更がなされた場合には変更後の本行使期間開始日)と株式交換の日または株式移転の日のいずれか遅い日から、第 12 項に定める本行使期間の満了日までとする。ただし、第 12 項ただし書に準じた条件に服する。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- その他の新株予約権の行使の条件ならびに消却事由および条件  
本新株予約権の条件に準ずるものとする。  
新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要する。ただし、第 16 項ただし書に準じた取扱いを行う。
16. 新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、本新株予約権が、本新株予約権に係る新株予約権者が支配している会社、当該新株予約権者を支配している会社又はかかる会社により支配されている他の会社に譲渡される場合には、当社取締役会は当該譲渡を承認するものとする。なお、ある会社の「支配」とは、当該会社の総株主又は総社員の議決権の過半数を直接又は間接に保有することをいう。
17. 新株予約権の行使請求および払込の方法  
(1) 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による行使請求書に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを第 18 項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。  
(2) 前号の行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額(以下「払込金」という。)を、現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。  
(3) 行使請求受付場所に本新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
18. 新株予約権の行使請求受付場所  
当社 本社総務部
19. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所  
株式会社みずほ銀行 八王子北支店(またはその時々における承継銀行もしくは承継本支店)
20. 新株予約権行使の効力発生時期等  
(1) 本新株予約権の行使の効力は、第 17 項第(1)号の行使請求書(および、新株予約権証券が発行されている場合には、当該行使にかかる本新株予約権の新株予約権証券)が行使請求受付場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。  
(2) 当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については、定款または株式取扱規則に別段の定めがある場合を除き、株券を発行しない。
21. 新株予約権の期中行使があった場合の株式に関する配当金の計算  
本新株予約権の行使により交付される当社普通株式に対する最初の利益配当金または商法第 293 条ノ 5 に定められた金銭の分配(中間配当金)については、本新株予約権の行使が毎年 2 月 21 日から 8 月 20 日までになされたときは当該年の 2 月 21 日に、毎年 8 月 21 日から翌年 2 月 20 日までになされたときは当該年の 8 月 21 日に、それぞれ本新株予約権の行使の効力が発生したものとみなしてこれを支払う。
22. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れ  
本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額は、当該発行価額に 0.5 を乗じ、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ない額
23. 新株予約権証券の原則不発行
24. 新株予約権証券喪失の場合等
25. 代り新株予約権証券交付の場合の費用
26. 一単元の株式の数の定めを廃止等に伴う取扱い
27. 法令の改正に伴う取扱い
28. 新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
29. その他
- 本新株予約権については、新株予約権者の請求があるときに限り新株予約権証券を発行する。
- (1) 新株予約権証券を発行した場合において、当該新株予約権証券を喪失した者が、その記番号および喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、除権決定の確定謄本を添えて代り新株予約権証券の交付を請求したときは、当社はこれに代り新株予約権証券を交付する。
- (2) 新株予約権証券を発行した場合において、当該新株予約権証券を毀損または汚損したときは、当該証券を提出して代り新株予約権証券の交付を請求することができる。この場合、当社は、当該証券と引換えに、代り新株予約権証券を交付する。ただし、その真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。
- 代り新株予約権証券を交付する場合は、当社は、これに要した実費(印紙税を含む。)を徴収する。
- 本新株予約権の発行日後、当社が一単元の株式の数の定めを廃止する場合等には、商法の規定および本新株予約権に関する要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずる。
- 商法、証券取引法その他の法令の新設または改廃により、本要項において引用する各法令、条項数またはその内容等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改正の趣旨を考慮の上、適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。
- 第12項および第14項記載の通り、当社取締役会は、原則として平成18年3月13日までの間いつでも本新株予約権の消却を決議することが可能であり、かつ、消却される本新株予約権は消却のための公告がなされた日または通知がなされた日のいずれか早い方の日の翌日以降行使できないことおよび割当予定先である有限会社ジュピターインベストメントとの間で締結予定の新株予約権割当契約の規定等を考慮して、一般的な価格算定モデルである二項モデルによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の発行価額を金10,000円(本新株予約権の目的である株式1株当り0.26円)とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項ないし第11項の通りとし、行使価額は当初、平成17年11月24日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の約92.3%に相当する額とした。
- (1) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 【ご参考】

### 1. 新株予約権発行の理由及び資金調達の使途等

#### (1) 新株予約権発行の理由

ファッション事業の積極的な新規市場開拓と商品開発を行い該当事業の拡大を図るべく、その資金需要に対する調達手段として新株予約権の発行を決定いたしました。事業の拡大により株式価値を向上させることで株主の皆様に対する利益還元を図ってまいります所存でございます。

#### (2) 資金調達の使途

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額を含めた差引手取概算額は、約2,987百万円です。ただし、上記金額は、当初の行使価額で全ての新株予約権が行使された場合の概算額であり、実際の差引手取概算額とは異なる場合があります。なお、調達した資金につきましては、新規市場開拓を目的とした新店舗の出店設備投資資金や商品開発を目的とした業務提携等の資金に充当する予定ではありますが、具体的な金額については、行使による払込のなされた時点の状況に応じて決定いたします。

#### (3) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (4) 業績に与える見通し

本新株予約権の発行が、当社の業績予想に与える影響は軽微です。

### 2. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主への利益還元を重視し積極的かつ安定的な配当を実施していく方針であります。一方では企業業績に応じた弾力的な配当をすることも肝要であると考えております。それらを総合的に勘案し株主には利益還元を行なってまいりたいと考えております。

#### (2) 配当決定に当たっての考え方

上記の考えのもと、前期より実行してきた抜本的なリストラにより繰越損失を計上しており、誠に遺憾ではございますが、前期に引続き当期末においては配当を見送り、無配とさせて頂く所存でございます。

#### (3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、事業拡大のための設備投資等に充当いたします。

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 過去3決算期間の配当の状況

	平成15年2月期	平成16年2月期	平成17年2月期
1株当たり当期純利益	7.46円	156.58円	147.48円
1株当たり年間配当金	3.00円	3.00円	-円
実績配当性向	-%	-%	-%
株主資本当期純利益率	0.8%	17.9%	20.4%
株主資本配当率	0.3%	0.4%	-%

(5) 潜在株式による希薄化情報

本新株予約権が当初の行使価額(264円)で全て権利行使されたと仮定した場合、2005年11月25日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は84%です。本新株予約権が上限行使価額(264円)で全て権利行使されたと仮定した場合、2005年11月25日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は84%です。また、本新株予約権が下限行使価額(132円)で全て権利行使されたと仮定した場合、2005年11月25日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は168%です。

3. 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(2) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年2月期	平成16年2月期	平成17年2月期	平成18年2月期
始値	201円	134円	146円	197円
高値	290円	175円	364円	394円
安値	100円	100円	137円	164円
終値	132円	140円	197円	286円
株価収益率	17.7倍	0.89倍	1.34倍	-倍

(注) 1. 平成18年2月期の株価については、平成17年11月24日現在で記載しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

#### 4. 本新株予約権の割当予定先の概要等

##### (1) 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		有限会社ジュピターインベストメント			
割当 予定 先の 内容	住所	東京都渋谷区渋谷二丁目 15 番 1 号 渋谷クロス タワー			
	代表者の氏名	李 鴻基			
	資本の額	300 万円 (総口数 60 口)			
	事業の内容	債権の買取業・不動産の売買及び賃貸借並びに その仲介等			
	主要な社員および持分比率	MLQ Investors, L.P.	100%		
	主な財政状態	総資産	91 億円	自己資本	34 億円
当社 との 関係	出資関係	当社が保有してい る割当予定先の出 資の口数	0 口		
		割当予定先が保有 している当社の株 式の数	0 株		
	取引関係等	人的関係	該当事項はありません。		
		取引関係	該当事項はありません。		

- (注) 1. 割当予定先の内容及び当社との関係は、平成 17 年 11 月 18 日(金)現在のものであります。ただし割当予定先の総資産および自己資本は、平成 17 年 10 月末現在のものであります。
2. 割当予定先は、ゴールドマン・サックス証券会社のグループ会社であります。
3. 割当予定先は平成 17 年 2 月 25 日付で設立され、第 1 期事業年度(平成 17 年 11 月 30 日に終了する事業年度)が終了していないため、経営成績に関する記載を省略しております。

##### (2) その他

本新株予約権の割当予定先である有限会社ジュピターインベストメントは、本新株予約権に関して、当社の普通株式の空売りを目的とする借株については、本新株予約権の行使によって取得することとなる当社の普通株式数を超えては行わないことになってい  
ます。

ご注意：この文書は、当社が第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

5 . 本新株予約権発行日程（予定）

2005年11月25日	新株予約権発行決議取締役会 有価証券届出書提出
2005年11月26日	新株予約権発行取締役会決議公告
2005年12月3日	有価証券届出書効力発生日
2005年12月5日	有限会社ジュピターインベストメントとの新株予約権割当契約締結
2005年12月14日	申込期日
2005年12月14日	払込期日
2006年3月14日	新株予約権行使請求開始日
2009年3月13日	新株予約権行使請求終了日

以 上

ご注意：この文書は、当社が第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。